

成田市文化財審議委員会会議録（令和3年度第1回）

1-1 開催日時 令和3年10月22日（金） 午後2時から午後3時

1-2 開催場所 成田市花崎町760番地
成田市役所議会棟3階 執行部控室

2 出席者

（委員）小倉博委員長、木村修副委員長、
吉岡秀樹、岸田照泰、高木博彦、白井久美子各委員
（事務局）関川教育長、田中教育部参事、堀越生涯学習課課長、
中山主幹、小川主任主事、井出主任主事、小泉主任主事
（傍聴者）1名

3 教育長挨拶

4 委員長・副委員長の選出について

令和3年9月30日付で文化財審議委員会の任期が満了したため、今回の文化財審議委員会で委員を委嘱した。委員長、副委員長は引き続き小倉博氏、木村修氏が就任することで決定した。

5 報告

5-1 令和3年度の文化財関係事業、予算について

概要

令和3年度の文化財関係事業および予算について説明。

質疑応答

特になし。

5-2 埋蔵文化財の照会状況、発掘調査について(令和3年3月～令和3年8月)

概要

民間事業に伴い照会された件数は全 57 件で、埋蔵文化財包蔵地に含まれていたのは 23 件だった。事業ごとの内訳について、個人住宅・集合住宅に伴う照会が多くなっている。

市内遺跡として発掘調査を行ったのは 8 件。

8 件の調査のうち、高岡一の沢遺跡での調査が特徴的であったので詳細に説明。

当該地は JR 滑河駅から東へ約 400m に位置し、北西側 100m に利根川を望む自然堤防上に立地しており、標高は 4m 前後。

近隣の調査例として当該地から西へ 30m の位置で、昭和 51 年に県道下総一江戸崎線（現在の成田下総線）の整備事業に伴う調査が実施されており、古墳時代中期の遺物を多く含む包含層が確認されている。この包含層には未成品を含む有孔円板や剣形石製模造品が含まれていることから祭祀遺跡の可能性がある。

今回の調査でも、土坑 13 基から剣形石製模造品や白玉、土玉が出土している。

千葉県教育振興財団が行った調査 4 件。すべて成田国際空港の機能拡張に伴う調査。成田国際空港の B 滑走路の北進及び第 3 滑走路の建設に伴い、今後も空港周辺での発掘調査が多く予定される。

印旛郡市文化財センターによって行われた調査 1 件。成田市公園緑地課によって計画している十余三パークゴルフ場建設に伴う調査を実施。

質疑応答

- | | |
|-------------|---|
| 木村副委員長 | 民間事業に伴い照会があったもののうち、江弁須城遺跡で調査を実施したものがあるが、以前にこの付近で調査の実施はなかったか。 |
| 事務局 | 近年では調査事例は本件以外にない。埋蔵文化財の照会は度々あり手続きの案内をすることはあるが、実際に事業として持ち込まれることはなかった。 |
| 吉岡委員
事務局 | 発掘調査を実施し出土した遺物は今後どのように保管されるのか。出土遺物は、成田市が所有している飯仲文化財倉庫に一時的に保管する。その後、現在整備を進めている旧滑河小を改修した文化財保存展示施設、もしくは旧高岡小学校を改修する文化財保存施設に収蔵する。場合によっては、下総歴史民俗資料館の企画展示等で公開する可能性もある。 |

5-3 国登録有形文化財「大野屋旅館」の現状変更について

概要

大野屋旅館は平成 17 年 2 月に国登録有形文化財となっている、昭和 10 年建造の木

造 3 階建て望楼付き建物である。

今回の現状変更（解体）について、経緯を簡潔に説明。

市が、現状変更について把握をしたのは令和 2 年 6 月、大野屋の所有者から「建物が国登録有形文化財になっているが、手続等はどうしたらよいのか。」と相談を受けた。

この話を受け、市は千葉県教育委員会に報告。また並行して、市の関係各課と保存・利活用について協議・検討を開始した。その後、所有者とも保存等について協議を重ねたが折り合いがつかず、所有者の意向で解体という結論に至った。

この結果を受け、令和 3 年 5 月に市から千葉県教育委員会へ、今までの経緯を報告。また、文化庁にも説明し、今後の手続き等指導を受けた。文化庁に説明した際も、これまでの補助制度の範囲で対応するよう話があり、根本的な解決には至らなかったため、当初の予定通り現状変更を行うこととなった。

令和 3 年 9 月に所有者より現状変更届が提出され、市・千葉県教育委員会を經由し文化庁へ進達。先日正式に受理されたとの報告があり、所有者へ通知。

今後は、令和 3 年 11 月から現状変更（解体）の工事を実施する予定。1 月は工事を中断し、令和 4 年 2 月まで工事が行われる手筈となっている。工事終了後、現状変更の終了届が所有者より提出された後、その直近に開催される文化庁文化審議会で諮問され、登録抹消となる予定。

質疑応答

木村副委員長 一度更地になり新たに建物が建てられるということによろしいか。また、その場合、埋蔵文化財発掘調査は実施されるのか。近世の遺構がみられる可能性があるが。

事務局 更地とし、新たに建築物を建てるということで間違いない。発掘調査については、周知の埋蔵文化財の範囲に含まれていないため、対象としていない。

5-4 上福田岩屋古墳の市指定について

概要

上福田岩屋古墳は、石室の床を 3 分割する仕切石や二段構造の入り口部分、また床面にも壁面や天井部と同様に貝化石が混ざる砂岩が使用されていることなどから、全国的にみても学術的に非常に価値の高い石室を有している。審議委員の方々からも推薦の声が出ていることから、令和元年度より、市指定文化財とし古墳を保存・保護をしていくよう進めているところである。

市指定に向けての現在の進捗状況を説明。

まず、指定の方法だが、当初は発掘調査を行い周溝の位置を確定させたいうえで、古墳全体を指定するという話も出ていた。しかし、発掘調査を実施すると時間がかかって

しまうため、石室の保護という観点からも、墳丘を先行して指定する提案を審議委員会の宮下先生よりいただいた。これを受け、まずは墳丘を指定し、周溝などは発掘調査を実施したのち追加で指定することとした。

次に、指定にあたり土地の所有者の許可が必要となるが、墳丘部分である上福田 407 番は区の共有地であり、28 名の共同所有である。28 名の中には所在不明の方もいることから所有者全員に許可を得ることは不可能である。しかし、「成田市文化財の保護に関する条例」第 4 条第 2 項によると「(教育委員会は、あらかじめ所有者の同意を得なければならない。ただし、指定をする)文化財の所有者等が判明しない場合は、この限りではない。」とあるため、これに従い、まずは、上福田区長に市指定について説明をし、上福田区の方の承諾を得ることとした。

墳丘部分を指定することについて、7 月上旬に上福田区の方に説明を実施。新型コロナウイルスの感染拡大防止という観点から、区長の希望もあり、区長を介し区の方に説明資料を配布することで説明を行った。11 月に、区長へ指定の件について区の方より意見等があったか確認したところ、特にないと回答を得た。また、指定に向け手続を行うこと関しても了承を得た。

今後は、新型コロナウイルスの感染状況を見ながら、審議委員会で現地視察をしたのち、諮問をする予定。

質疑応答

特になし。

5-5 三里塚小学校赤煉瓦門の国有形文化財登録について

概要

国登録有形文化財の登録を進めている三里塚小学校赤煉瓦門について、進捗状況を説明。

国有形文化財の登録手順として、まず、県へ相談し、文化庁調査官による実査が必須となる。実査が行われないと、そのあとの意見具申書類の提出ができない。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響で、文化庁による調査官の出張停止が度重なり、予定していた実査が 2、3 回ほど延期となっていしまっている。

本来は昨年度末、実査の予定だった。今後の実査予定は未定。

市としては、今後とも変わらず三里塚小学校赤煉瓦門の国有形文化財登録を進めていく意向。

質疑応答

特になし。

5-6 市指定文化財「新勝寺の大ケヤキ」「赤荻の大エノキ」の現状変更について

概要

まず「新勝寺の大ケヤキ」だが、成田山新勝寺の女坂にかかるように生えている木である。大変古く傷んでいる木であること、また女坂の参道にかかる枝から樹液が垂れるなど、参拝者の安全確保の点から、参道にかかる枝を強剪定したい旨の相談があった。市指定文化財であるため現状保存が望ましいが、状況から剪定は妥当であると判断し、提出された現状変更の届出の計画を吟味し、剪定を許可。参道にかからないように強剪定し、切り口に殺菌剤を塗布したうえで、銅板で覆い養生した。

次に「赤荻の大エノキ」だが、赤荻の共同利用施設の敷地内に生えている。一昨年度の台風の際に枝が折れるなどの被害があり、その折に枝同士をロープで結び負荷を軽減するようにするなど対応した。今回は、木が育ちすぎたことで枝が自重に耐え切れず、大きな枝が折れてしまった。その対応として、枝が折れた箇所を平坦に整え、防腐剤・殺菌剤を塗布し、傷まないようにした。木が育ちすぎたことで枝が折れるほか、幹にひびが入るなどしてしまっている。対応にあたり木を見ていただいた樹木医からは、枝をある程度剪定し、木の樹高を落とし軽くしたほうが良いのでは、との意見をもらっている。今後の取扱いについては、管理している空港対策課と、文化財審議委員の先生方の意見を踏まえ、検討していきたい。

質疑応答

吉岡委員 「新勝寺の大ケヤキ」だが、諸事情を鑑みるに現状変更は致し方ないといえる。しかし強剪定後の写真を見るに、かなりの大きな枝が剪定されているように見える。天然記念物としての価値があるのかどうか、今後の成長の具合等を踏まえて、再度検討する必要があると考える。

また、「赤荻の大エノキ」だが、前回被害のあった台風の際に樹木医の意見を踏まえ対策したことで、今回外部に影響を与えてしまうような大きな被害が起こらなかったと思われる。しかし、先ほどの事務局の報告のとおり、このままでは再度被害が出てしまう可能性があるため、どの程度枝を剪定する必要があるのか、専門家の意見を聞き、対応してほしい。

何より人命を優先して剪定等対応していかなければならないので、その過程で天然記念物としての価値がなくなってしまった場合、市指定文化財の解除も視野に入れることもある。今後の取扱いについてはよく検討してほしい。

5-7 県指定文化財「天正検地帳」の所有者変更について

概要

県指定文化財である「天正検地帳 下総国香取郡金山郷御縄打之水帳」については、昭和 57 年に個人が所有しており、その形で県指定を受けている。その後昭和 60 年に市史編纂の関係で、成田市の図書館で借用し、そのまま継続し現在まで保管していた。その間に所有者の代替わりがあったが、名義変更の手続きが行われていなかった。名義変更の手続きの案内を行ったところ、現在の所有者から市へ寄贈していただけることとなった。

その後手続きを実施し、個人所有から市所有へと変更が行われた。

質疑応答

小倉委員長	所有者の変更にあたり、所在場所の変更も行われたのか。
事務局	所在地は変更せず、現在も成田市図書館にて保管している。

5-4 その他

① 事務局から

次回の成田市文化財審議委員会は、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、令和 4 年 3 月ごろに開催する予定である。本日議題に上がった上福田岩屋古墳の現地視察等を予定している。